

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

目 次	ページ
規則 母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則(七八・子育て支援課).....	1
告 示	
県議会臨時会の招集(八九七・財政課).....	1
平成十五年度准看護師試験の実施(八九八・医務薬事課).....	2
自然環境保全地域の指定の一部改正(八九九・自然保護課).....	3
自然環境保全地域に関する保全計画の変更(九〇〇・自然保護課).....	5
自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(九〇一・自然保護課).....	5
自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定(九〇二・自然保護課).....	7
自然環境保全地域の指定(九〇三・自然保護課).....	9
自然環境保全地域に関する保全計画の決定(九〇四・自然保護課).....	11
自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(九〇五・自然保護課).....	11
自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定(九〇六・自然保護課).....	13
漁業災害補償法による付保義務の発生(九〇七・水産漁港課).....	15
保安林の指定解除予定通知(九〇八・森林整備課).....	15
道路区域の変更(九〇九・道路環境課).....	15
道路区域の変更及び供用開始(九一〇・道路環境課).....	15
道路区域の変更(九一一・道路環境課).....	16
過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の完了(九一二・道路環境課).....	16
建築基準法による道路位置の指定(九一三・北秋田地域振興局建設部).....	16

公 告	規 則
土地改良区の役員の前届(北秋田地域振興局農林部).....	17
秋田県収納代理金融機関の名称の変更(会計課).....	17
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件.....	17
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(一四).....	19

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十八号

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則(平成十年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

「年〇・五パーセント」を「年一・〇パーセント」に改める。

- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則による改正後の母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第八百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第三項の規定に基づき、平成十五年十一月十一日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づき、付議すべき事件を次のとおり告示する。

平成十五年十一月四日

- 平成十五年度秋田県一般会計補正予算(第四号)
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

- 三 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 四 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 六 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 七 工事請負変更契約の締結について
- 八 工事請負変更契約の締結について
- 九 工事請負変更契約の締結について
- 十 工事請負変更契約の締結について
- 十一 交通事故に係る和解について
- 十二 交通事故に係る和解について
- 十三 平成十四年度秋田県歳入歳出決算の認定について
- 十四 平成十四年度秋田県一般会計の継続費の精算報告
- 十五 平成十五年秋田県一般会計補正予算(第三号)の専決処分報告
- 十六 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十七 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十八 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
- 十九 交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

秋田県告示第八百九十八号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、次のとおり平成十五年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十六年二月十五日(日)

新カリキュラム 午前九時三十分から正午まで

旧カリキュラム 午前九時三十分から午前十一時三十分

(二) 場所

秋田市下北手桜字守沢四十六番一号 秋田経済法科大学

二 試験科目

新カリキュラム

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防

看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護(看護

概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

旧カリキュラム

解剖生理 栄養 薬理 病理 微生物 保健医療 関係法規 精神保健 基礎看護(看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老人看護 母子看護

三 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者

四 受験申込みに必要な書類

(一) 受験願書

受験資格を有することを証する書類

保健師助産師看護師法施行規則第二十七條各号に掲げる書類

(四)(三) 履歴書

写真

出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦四センチメートル横三センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの 二枚

五 受験願書用紙の交付

(一) 期間

平成十五年十一月五日(水)から平成十五年十二月十二日(金)まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

六 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

平成十五年十二月十日(水)から同月十二日(金)までの午前九時から午後五時まで

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 健康福祉部医務薬事課

七 受験手数料

(一) 額

六千九百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十六年三月十一日(木)午前九時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームページ

(http://www.pref.akita.jp)に掲示する。

九 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十 試験についての問い合わせ先

健康福祉部医務薬事課（電話〇一八 八六〇 一四〇六）

秋田県告示第八百九十九号

自然環境保全地域の指定（昭和六十年秋田県告示第六百二号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月四日から施行する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中「本荘市大字親川字田ノ沢及び冷水」を「本荘市親川字田ノ沢九十七番地、同市親川字冷水百三十二番地及び同市親川字砂子田四十八番地」に、「五・七六ヘクタール」を「十六・六七ヘクタール」に改める。
別図を次のように改める。

(別図)



秋田県告示第九百号
 秋田県親川自然環境保全地域の保全計画を変更したので、秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十三条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県親川自然環境保全地域の保全計画の概要
 一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

この地域は、県内では唯一の常緑広葉樹林としてのタブノキ群落の北限地であり、これに隣接するヤブツバキ群落も海岸風衝低木林としてヤブツバキが優占する数少ない群落となっており、加えてカタクリ等が生育している貴重な地域である。この自然環境を維持するため、地域の一部を特別地区及び野生動物植物保護地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項
 この地域の植生及び希少な植物の保護を図るため、一部を特別地区及び野生動物植物保護地区として保全するとともに、カタクリ等の植物を保護すべき野生動物植物とする。

三 保全のための規制に関する事項
 秋田県自然環境保全条例第十五条第三項の規定により、許可を受けずに行うことができない木竹の伐採の方法及び限度は、次のとおりとする。

特別地区名	区 域	伐 採 の 方 法 及 び 限 度
親川特別地区	秋田県親川自然環境保全地域の一部	原則として現有蓄積の三十パーセント以内の択伐とする。ただし、自然環境に著しい変化を与える可能性が低い場合には、小面積皆伐（一伐区の面積が二ヘクタール以内）を行うことができる。

四 保全のための施設に関する事項
 自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。
 標識 巡視歩道 侵入防止さく

秋田県告示第九百一号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十五条第一項の規定により、自然環境保全地域の区域内に特別地区を次のとおり指定し、平成十五年十一月四日から施行する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

自然環境保全地域特別地区の名称	自然環境保全地域特別地区に含まれる土地の区域及び面積
親川特別地区	本荘市親川字田ノ沢九十七番地、同市親川字冷水百三十二番地及び同市親川字砂子田四十八番地のうち別図に示す区域十二・九一ヘクタール

〔別図〕



秋田県告示第九百二号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十六条第一項の規定により、自然環境保全地域特別地区内に野生動植物保護地区を次のとおり指定し、平成十五年十一月四日から施行する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

<p>親川野生動植物保護地区</p>	<p>自然環境保全地域野生動植物保護地区の名称</p>	<p>本荘市親川字田ノ沢九十番地、同市親川字冷水百三十二番地及び同市親川字砂子田四十八番地のうち別図に示す区域 十二・九一ヘクタール</p>	<p>自然環境保全地域野生動植物保護地区に含まれる土地の区域及び面積</p>	<p>保護すべき野生動植物の種類 タブノキ、ヤブツバキ、スハマソウ、ギョウジャニンニク、カタクリ、キクザキイチリンソウ、エゾエンゴサク</p>	<p>自然環境保全地域野生動植物保護地区の種類</p>
--------------------	-----------------------------	--	--	---	-----------------------------

〔別図〕



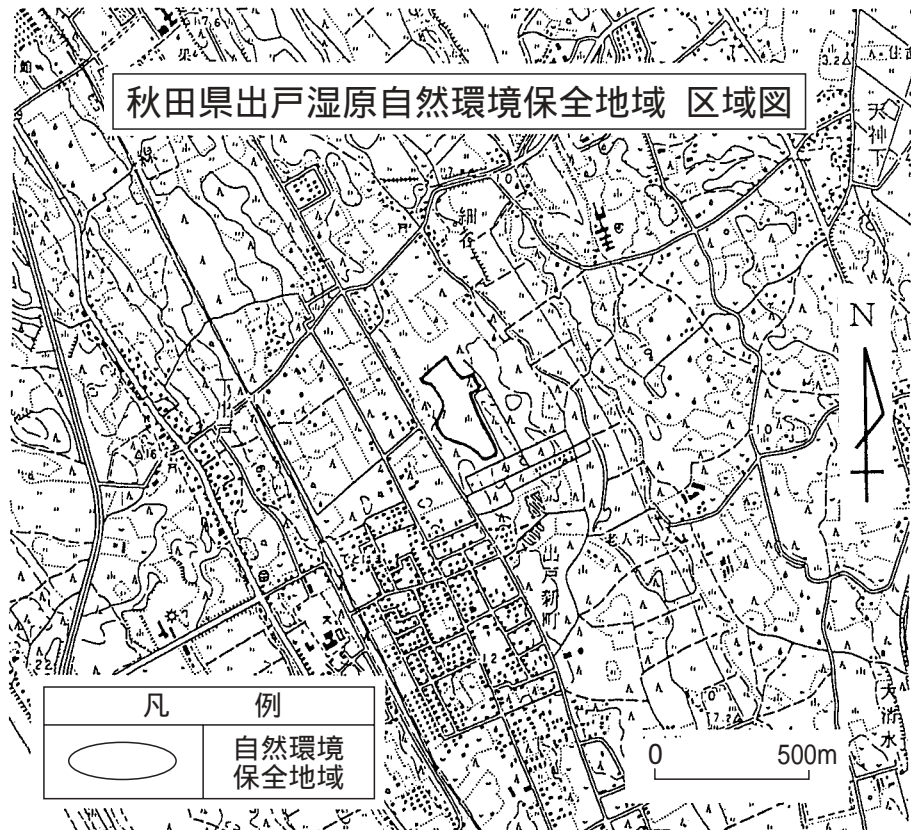
秋田県告示第九百三三号
秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十二条第一項の規定により、自然環境保全地域を次のとおり指定し、平成十五年十一月四日から施行する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県出戸湿原自然環境保全地域	の 一 二・七四ヘクタール
自然環境保全地域の名称	自然環境保全地域に含まれる土地の区域及び面積 南秋田郡天王町天王字細谷長根三十八番地

(別図)



秋田県告示第九百四号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十三条第一項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県出戸湿原自然環境保全地域の保全計画の概要

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

この地域は、標高三十メートル地点にある地域にもかかわらず高層湿原に典型的に見られる希少な植物が生育している。この自然環境を維持するため、区域全体を特別地区及び野生動物植物保護地区に指定し、適正な保全を図る。

二 特別地区の指定に関する事項

この地域の湿原植生と希少な植物の保護を図るため、区域全体を特別地区及び野生動物植物保護地区として保全するとともに、モウセンゴケ等の植物を保護すべき野生動物とする。

三 保全のための施設に関する事項

自然環境保全地域内の自然環境を保全するため、次の施設を設置する。

標識 侵入防止さく

秋田県告示第九百五号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十五条第一項の規定により、自然環境保全地域の区域内に特別地区を次のとおり指定し、平成十五年十一月四日から施行する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

<p>自然環境保全地域特別地区の名称</p>	<p>自然環境保全地域特別地区に含まれる土地の区域及び面積</p>
<p>出戸湿原特別地区</p>	<p>南秋田郡天王町天王字細谷長根三十八番地の 一 二・七四ヘクタール</p>

〔別図〕



秋田県告示第九百六号

秋田県自然環境保全条例（昭和四十八年秋田県条例第二十三号）第十六条第一項の規定により、自然環境保全地域特別地区内に野生動植物保護地区を次のとおり指定し、平成十五年十一月四日から施行する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

<p>出戸湿原野生動植物保護地区</p>	<p>南秋田郡天王町天王字細谷長根三十八番地の二・七四ヘクタール</p>	<p>ツルコケモモ、トキシウ、ムジナスゲ、タヌキモ、アギナシ、カキツバタ、ヒメミクリ、ムラサキミズゴケ、イボミズゴケ、オオミスゴケ、ノハナシヨウブ、コウホネ、サワギキョウ、モウセンゴケ</p>
<p>自然環境保全地域野生動植物保護地区の名称</p>	<p>自然環境保全地域野生動植物保護地区に含まれる土地の区域及び面積</p>	<p>保護すべき野生動植物の種類</p>

〔別図〕



秋田県告示第九百七号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

象潟加入区 十トン未満の漁船漁業であつて1及び2に掲げる漁業以外の漁業

秋田県告示第九百八号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

(一) 解除予定保安林の所在場所
大館市雪沢字長木沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
	新	旧				
	百五号	百五号				
	仙北郡西木村上松木内字桁沢二〇二番四地先から一六四番四地先まで					
	百五号	百五号				
	仙北郡西木村上松木内字桁沢二〇二番四から一六四番四まで					
	一三・〇〇〇	四二・〇〇〇				
	五六・〇〇〇	〇・二〇〇				

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十五年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第九百十号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十五年十一月四日
秋田県知事 寺田典城

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

二 (一)(三)(二) 解除の理由 道路用地とするため

解除予定保安林の所在場所 鹿角郡小坂町小坂字新遠部沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 保安林として指定された目的 水源のかん養
解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部、鹿角地域振興局農林部並びに大館市役所及び鹿角郡小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第九百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	
新	旧
百八号	百八号
本荘市宮内字天神一七四地先内	
"	
一五・二〇〇〇	一九・六〇〇
〇・〇六一	〇・〇六一

二 供用開始の期日 平成十五年十一月四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年十一月四日から同月十七日まで

秋田県告示第九百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)			
一般国道		新	旧	百八号	百八号	由利郡烏海町上川内字平根八番一から字堤鍋二五〇番二まで	一五・六〇〇〇	七・〇〇〇	〇・五二〇
				百八号		"	一五・六〇〇〇	四八・〇〇〇	〇・五二〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年十一月四日から同月十七日まで

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町村道の工事を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第九百一十二号

市町村名	路線名	工事の完了した区間	工事の種類	工事の完了した日
小坂町	鹿倉線	鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部七十六番から同町上向字鳥越三番一まで	道路改築・橋梁整備	平成十五年十月二十三日

秋田県告示第九百一十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道

路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 北秋田郡鷹巣町坊沢字深閑街道下五十九番地 有限会社 ゴダイ 代表取締役 高杉弘章	道路の位置の指定箇所 北秋田郡鷹巣町鷹巣字北中家下三十六番一の内	道路の延長 三十四・八三メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年十月二十四日
--	-------------------------------------	---------------------	----------------	----------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市真中土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

大館市板沢字甲上野四十三番地の二

富樫 一俊

秋田県収納代理金融機関について、次のとおり合併に伴つ名称の変更があつたので、公告する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

変更後 名称 所在地 秋田信用金庫 秋田市大町三丁目三番十八号	変更前 名称 所在地 秋田信用金庫 秋田市大町三丁目三十八号	変更年月日 平成十五年十一月二十日
---	--	----------------------

金庫 町字下夕町六十番地

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
四輪乗用自動車（緊急自動車） 一台
 - (二) 購入物品の仕様等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
納入期限
平成十六年一月三十日（金）
納入場所
秋田県秋田港湾事務所
 - (四) 秋田県秋田港湾事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十五年十一月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月二十日(木)午後二時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

熱膨張測定装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年一月三十日(金)

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十五年十一月四日(火)から同月十三日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月二十一日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

(三) 規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十一月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

小型四輪貨物自動車 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十二月二十六日(金)

(四) 納入場所

北秋田地域振興局農林部

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十一月四日(火)から同月十三日(木)ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月二十日(木)午後二時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋田県教育委員会告示第十四号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十五年十一月四日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

一 日時 平成十五年十一月五日 午前十時四十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
- (二) 平成十六年度秋田県教育委員会定期人事異動方針案
- (三) 秋田県立図書館協議会委員の任命案
- (四) その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(082)876600
 F A X (082)876605
 E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

